

令和6年(2024年)6月から
5 通所型入浴サポートサービスコード表

通所型入浴サポートサービス指定事業者用 要支援2週1回利用

★印は新設 太字は変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1421	通所型入浴サポートサービス／412	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)		1555単位	1555	1月につき	
A6	1422	通所型入浴サポートサービス／412日割		1555単位		51単位	51	1日につき	
A6	1423	通所型入浴サポートサービス／422	ロ 1月あたりの回数を定める場合	要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで		377単位	377	1回につき	
A6	C243	通所型入浴高齢者虐待防止未実施減算／412	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	16単位減算	-16	1月につき	
A6	C244	通所型入浴高齢者虐待防止未実施減算／412日割				1単位減算	-1	1日につき	
A6	C246	通所型入浴高齢者虐待防止未実施減算／422		ロ 1月当たりの回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D243	通所型入浴業務継続計画未策定減算／412	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	16単位減算	-16	1月につき	
A6	D244	通所型入浴業務継続計画未策定減算／412日割				1単位減算	-1	1日につき	
A6	D246	通所型入浴業務継続計画未策定減算／422		ロ 1月当たりの回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	4単位減算	-4	1回につき	
A6	6146	通所型入浴サポートサービス同一建物減算／42	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6247	通所型入浴サポートサービス同一建物減算／43		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき	
A6	5642	通所型入浴送迎減算／4(※1)	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき
A6	6042	通所型入浴サポートサービス提供体制加算Ⅰ／42	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援2(週1回程度)	88単位加算	88	1月につき	
A6	6148	通所型入浴サポートサービス提供体制加算Ⅱ／42		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2(週1回程度)	72単位加算	72		
A6	6144	通所型入浴サポートサービス提供体制加算Ⅲ／42		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援2(週1回程度)	24単位加算	24		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の92/1000 加算					
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の90/1000 加算					
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の80/1000 加算					
★新設	A6	6380 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の64/1000 加算					
★新設	A6	6381 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の81/1000 加算				
★新設	A6	6382 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の76/1000 加算				
★新設	A6	6383 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の79/1000 加算				
★新設	A6	6384 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の74/1000 加算				
★新設	A6	6385 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の65/1000 加算				
★新設	A6	6386 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の63/1000 加算				
★新設	A6	6387 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の56/1000 加算				
★新設	A6	6388 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の69/1000 加算				
★新設	A6	6389 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の54/1000 加算				
★新設	A6	6390 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の45/1000 加算				
★新設	A6	6391 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の53/1000 加算				
★新設	A6	6392 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の43/1000 加算				
★新設	A6	6393 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の44/1000 加算				
★新設	A6	6394 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の33/1000 加算						
廃止	A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の12／1000加算					
廃止	A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の10／1000加算					
廃止	A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算		所定単位数の11／1000加算					

(※1)サービスの利用にあたり、当初より送迎を予定していたものの送迎を実施しなかった場合に限り、減算の適用とする。当初より送迎を予定していない場合は、減算の適用外とする。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8031	通所型入浴サポートサービス／412・定超	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	1555単位	定員超過の場合 合 ×70%	1089	1月につき
A6	8032	通所型入浴サポートサービス／412日割・定超			51単位		36	1日につき
A6	8033	通所型入浴サポートサービス／422・定超	ロ 1月あたりの回数を定める場合	要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	377単位		264	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9031	通所型入浴サポートサービス／412・人欠	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	要支援2(週1回程度)	1555単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1089	1月につき
A6	9032	通所型入浴サポートサービス／412日割・人欠			51単位		36	1日につき
A6	9033	通所型入浴サポートサービス／422・人欠	ロ 1月あたりの回数を定める場合	要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	377単位		264	1回につき